

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	知名町 子ども子育て関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、子ども子育て関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども子育て関連事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

知名町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども子育て関連事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法等の関連法等の規定に則り、幼稚園や保育所等に入园する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

支給認定帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表127項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地
問合せ先電話番号 0997-93-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地
問合せ先電話番号 0997-93-3111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務処理においては複数人による確認体制を確保し、誤入力や誤送付等の人為的ミスを未然に防止する仕組みを講じているため、人為的ミスによるリスクへの対策は十分であると判断する。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9] 従業者に対する教育・啓発</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	公務員倫理等の研修を通じて、特定個人情報の適正な取扱いに関する意識付けを行っており、職員の理解と注意喚起が継続的に図られていることから、当該対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月11日	I-5-① 部署	町民課	子育て支援課	事後	
令和1年6月11日	I-5-② 所属長	町民課長 榊 憲次	子育て支援課長	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		新規記載	事後	様式変更による新設
令和2年3月19日	II-1	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-2	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和5年1月27日	I-3 関係法令	番号法第9条第1項 別表第一 94項	番号法第9条第1項 別表第一 94項、101項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会事務) 番号法第19条第1項 別表第二 116項	(情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 116項	事前	記載内容の修正
令和5年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 116項	(情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 116項、121項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-1-② 事務の概要		⑤サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-1-③	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和8年2月10日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項、101項	番号法第9条第1項 別表 127項	事後	
令和8年2月10日	I-4-② 法令上の根拠	(番号照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 116項、121項	(番号照会事務) 番号法第19条第8号 別表127項	事後	
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月10日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠		事務処理においては複数人による確認体制を確保し、誤入力や誤送付等の人為的ミスを未然に防止する仕組みを講じているため、人為的ミスによるリスクへの対策は十分であると判断する。	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加